

かみふらの 農業委員会 だより

新年を迎えて

上富良野町農業委員会
会長 井村 昭次



皆様におかれましては、新春を迎え、健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。

昨年元旦に能登半島地震が発生し、9月には豪雨が能登地方を襲い、2度にわたる災害で甚大な被害を受け、今なお大変な思いをしている被災者の皆様に心より御見舞申し上げます。

本町においては、この1年、異常気象による豪雪、豪雨災害、土砂災害など心配するところでありましたが、冬の積雪量も少なく融雪が早く推移し、春の開墾も順調に経過され、播種作業、移植作業とともに順調に推移されました。災害を伴うような降雨はなく、期間を通して少雨で経過し、全体としては干ばつ傾向でありましたが、作柄については各作物概ね平年並みの収穫量を確保出来たところであります。

しかし、世界情勢の不安定化や円安の影響等により、生産資材、飼料、燃料価格等の高騰により、農業経営をめぐる情勢は厳しさを増しております。農業経営の基盤維持、存続が危機的な状況にあることから、生産資材に関する安定価格の形成を含めた合理的で再生産可能な農産物の価格を実現する仕組みの構築を政府並びに国会に、道内市町村農業委員会、北海道農業会議とともに要望しているところです。

関係法令の改正に伴い、令和7年4月より農地の売買、賃貸の仕組みが一部変更されます。地域計画を策定した市町村における農地の権利移動は原則として北海道農業公社を経由することになります。各地区の改善組合による斡旋会議はこれまで通りですが、事務手続きがかなり複雑になると恐れ、農家の皆様にご迷惑をお掛けしないよう努めて参ります。

人口の減少、後継者、担い手不足が今後も予想される中、地域の皆様、関係団体の皆様と連携を図り、農地利用の集約化、集積化等の推進に今後も努めて参りますので、皆様のご協力も何卒よろしくお願い申し上げます。

今年1年の皆様のご健勝、ご活躍、そして秋の豊穡をご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

発行日/毎週金曜日 購読料/月額700円



おもな内容は

- 1頁…新年のご挨拶
- 2頁…作柄状況調査、農地パトロール、農地転用
- 3頁…農業委員の道外視察研修報告
- 4頁…農業

農作物の作柄状況調査

町内の農作物の生育状況や農作業の進捗状況等について、9月9日に現地確認を行いました。

町長、副町長、農業振興課、町議会議員らと共に、それぞれの圃場で耕作者から現場の説明を聞いて、今年の生育状況を確認しました。

水稻（直播、移植）、大豆、小豆、甜菜（直播、移植）馬鈴薯（加工芋）の農作物をそれぞれ現地で確認し、多くの作柄で生育がやや早い状況が確認されていました。

その他にも、町長、副町長には鳥獣被害の実態も、現地で耕作者から説明されていました。



農地パトロール及び農地利用状況調査

農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため「農地パトロール」と「農地利用意向調査」を毎年実施しています。今年は10月10日に実施しました。

この調査は、農地法第30条に基づき、町内の農地の利用状況の確認、遊休農地の発生防止・解消及び農地の違反転用の実態を把握するために行っています。

耕作が出来るように管理されていない農地は、雑草が繁茂して、害虫発生の温床となり、周辺の農地に悪影響を及ぼします。また、ごみの不法投棄など生活環境への悪影響も懸念されますので、適正な管理をお願いいたします。



農地の転用

農地転用とは、「農地を農地以外のものにすること」をいいます。

例えば宅地、駐車場、資材置場等に変更することです。一時的に農地以外のものに変更（火山灰採取等）する場合にも農地転用許可が必要です。

申請する農地が農業振興地域内の農用地の場合は、転用申請の前に農用地区域の除外や用途変更の手続きが必要になります。農用地区域の除外の手続きは、役場農業振興課（電話 45-6984）が窓口となりますので、事前にご相談ください。

農業委員の道外視察研修（報告）

令和6年11月11日から14日までの4日間、農業委員会の道外視察研修に行っていました。視察研修の概要を報告いたします。

◆エムシークロップ&ライフ化成株式会社（栃木県宇都宮市岩曾町1215）

主に農薬を製造している会社であり、概要説明を受け、本社工場では他事業所で生産された農薬の原体に展着剤等を添加し容器に詰め梱包する作業を見学しました。

農薬の形体は複数あり、粉状、粒状、液状とそれぞれ生産ラインがあり、又、梱包する容器も内容量等の違いで多岐にわたり、全てを自動化するのは困難なようで、農薬を詰める作業がまるで農産物を梱包するように人の手による作業風景が見られました。

規格統一平準化等が行われれば、工員の皆様の安全性、又、農薬の低価格化が出来るのでは?と感じました。



◆株式会社ベジーツ（長野県北佐久郡御代田町馬瀬口94-4）

農産物の生産・販売する農業生産法人であり、事務所、作業施設を見学しました。

当生産法人は、花き出荷組合が前身で、後にレタス等の高原野菜を生産する法人へと変革していく。スタートが出荷組合ということから、施設の設備、農具の扱い、収納、作業管理等が徹底されており、専業、家族経営ではなかなかたどり着けない経営体制でJGAPも取得しており、今後わが町でも予想される経営体減少に伴う家族法人化の参考になりました。

当生産法人の社長は以前、人材派遣会社に勤めていたとのことと、人材の確保、各作業への配置なども工夫されていました。

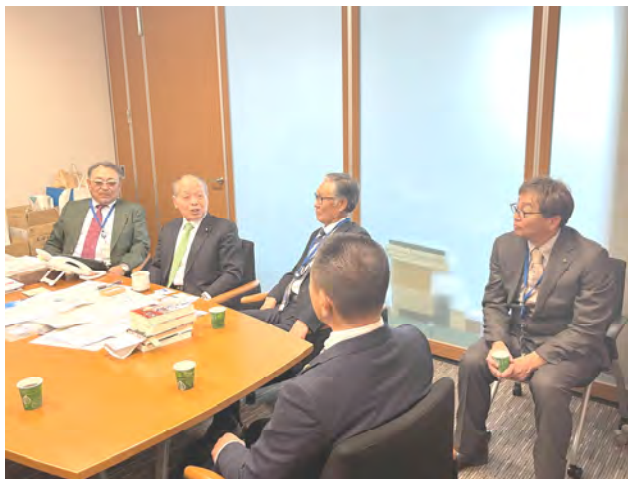
又、御代田町の農業委員でもあり、まちの農業情勢等も伺うことが出来、有意義な情報交換となりました。



◆東 国幹 衆議院議員、鈴木宗男 参議院議員への要請行動

（東京都千代田区永田町2-1-2、衆議院第二議員会館ほか）

今国会において財務大臣政務官に就任された東 国幹衆議院議員と鈴木宗男参議院議員へ北海道選出国會議員への要請行動として、上富良野町の農業情勢を説明し、意見交換いたしました。



農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金の申込は、ＪＡふらの上富良野支所（金融窓口）で受け付けています。申込用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月 23 日に自動振替となります。翌年 1 年分の保険料を前納する方法もあり、前納する場合の申込みは 11 月 15 日までで、12 月 23 日に 1 年分の口座振替となります。

農業者年金の 3 つのメリット

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます
- 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の国庫補助も

若年層には手厚い政策支援（保険料補助）

- 国民年金第 1 号保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39 歳までに加入
 - 農業所得が 900 万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば

税制面で大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります
- 運用益は非課税です
- 将来年金として受け取る際も、大きな控除があります

Q1 保険料の額を変更するには？

A1 保険料の額を変更したいときは、ＪＡの窓口で変更手続きをすれば、2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。但し、保険料の国庫補助をうけているときは自由に変更できません。

Q2 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？

A2 農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

ア. 死亡したとき

イ. 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき

ウ. 国民年金の第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者となったとき

エ. 国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき

オ. 65 歳に達したとき（但し、国民年金第 1 号被保険者の方は、60 歳に達したときに資格を喪失）

カ. 農業に従事する者でなくなったとき

なお、資格喪失後もそれまで積立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払いします。

Q3 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A3 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積立てた保険料の運用状況を毎年 6 月に基金からお知らせします。

Q4 死亡一時金がありますか？

A4 80 歳前に亡くなった場合は、80 歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

※死亡一時金は加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります